

4. サンクト・ペテルブルク条約

1. 明治維新後の北海道

明治維新後、蝦夷を北海道と改称し、11 国に分割。

色丹島と歯舞群島は花咲郡として、根室国に含まれる。

国後島、択捉島は、千島国となる。

明治政府は北海道開拓使を任命して、北海道の開拓・経営に全力を上げるも、サハリン（樺太）に割く余力はなかった。他方、ロシアはサハリン全島の領有を求めている。

2. サンクト・ペテルブルク条約（千島・樺太交換条約）締結交渉

1874 年 3 月 榎本武揚（1836 年 10 月 5 日～1908 年 10 月 26 日）、ウルップ島からカムチャツカ半島までの島々と樺太（サハリン）との交換の訓令をもって、初代駐露公使として赴任。

1875 年 1 月 2 日 ロシア側交渉責任者ストレモウーホフ・アジア局長、サハリンと、ウルップ島よりオネコタン島（いわゆる中千島）までとの交換を要求。

ロシア船が、オネコタン島とバラムシル島との間のアンフェリト海峡を通航しているため。

3 月 4 日 榎本、日本側条件（上記訓令の内容）を提示。

3 月 24 日 ストレモウーホフ、日本の主張に同意。

5 月 7 日 サンクト・ペテルブルグ条約調印（正文はフランス語）。

3. 条約第 2 款問題

3.1. クリル諸島の定義

1956 年以降、日本政府は、この第 2 款の当時の日本語訳「現今所領『クリル』群島即ち第一……」を根拠に、「クリル諸島とは、シュムシュ島からウルップ島までの 18 島である」という主張を展開し始めた。

ここで問題となるのは、フランス語正文の *le groupe des îles dites Kouriles*（クリルと呼ばれる島々のそのグループ）についてである。

フランス語正文からの直訳で「自身が現在所有しているクリル諸島のグループ」となる部分を、当時の日本語訳は「現今所領『クリル』群島」と訳しており、「クリル諸島のグループ」が「クリル群島」と簡略化されていて、*groupe*（グループ）に対応する語を別途訳出していない。このため、日本語訳では、クリル群島すなわちクリル諸島がここで挙げられている 18 島だけを意味すると読める（と 1956 年以降の日本政府が主張している）が、フランス語正文では必ずしもそのように解釈することはできない。また、日本語訳には、フランス語正文には存在していない「而今而後『クリル』全島ハ日本帝国ニ属シ」の語句が付け加えられている。1875 年当時は、こうした誤訳や正文に存在していない語句の付加による誤解は、特段の問題にはならなかった。というのは、日露和親条約により、ウルップ島以南の択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島などはすでに日本領として確定していたため、千島・樺太交換条約において、カムチャツカ半島のすぐ南にあるシュムシュ島から根室半島沖の歯舞群島まで、すべて日本の領土となったことは明白であったからである。



【フランス語正文¹⁾】

Article II

En échange de la cession à la Russie des droits sur l'île de Sakhaline, énoncée dans l'article premier, Sa Majesté l'Empereur de toutes les Russies, pour Elle et Ses héritiers, cède à Sa Majesté l'Empereur du Japon le groupe des Îles dites Kouriles qu' Elle possède actuellement, avec tous les droits de souveraineté découlant de cette possession, en sorte que désormais ledit groupe des Kouriles appartiendra à l'Empire du Japon. Ce groupe comprend les dix-huit îles ci-dessous nommées : 1/ Choumchou, 2/ Alaïd, 3/ Paramouchir, 4/ Makanrouchi 5/ Onékotan, 6/ Harimkatan, 7/ Elaima, 8/ Chiachkotan, 9/ Moussir, 10/ Raïkoké, 11/ Matoua, 12/ Rastoua, 13/ les îlots de Srednéva, 14/ Kétoï, 15/ Simousir, 16/ Broton, 17/ les îlots de Tchorpōi et Brat Tchepoïeffet, 18/ Ouroup, en sorte que la frontière entre les Empires de Russie et du Japon dans ces parages passera par le détroit qui se trouve entre le cap Lopatka de la péninsule de Kamtchatka et l' île de Choumchou.

【ロシア語訳²⁾】

Статья 2

Взамен уступки России прав на остров Сахалин, изъяснённой в статье первой, Его Величество Император Всероссийский, за Себя и Своих Наследников, уступает Его Величеству Императору Японскому группу островов, называемых Курильскими, которыми Он ныне владеет, со всеми верховными правами, истекающими из этого владения, так что отныне сказанная группа Курильских островов будет принадлежать Японской Империи. Эта группа включает в себе нижеозначенные восемнадцать островов, а именно: 1) Шумшу, 2) Алаид, 3) Парамушир, 4) Моканруши, 5) Онекотан, 6) Харимкотан, 7) Экарма, 8) Шиашкотан, 9) Муссир, 10) Райкоке, 11) Матуа, 12) Растуа, 13) островки Среднева и Ушисир, 14) Кетой, 15) Симусир, 16) Бротон, 17) островки Черной и Брат Черноев и 18) Уруп, так что пограничная черта между Империями Российской и Японской в этих водах будет проходить через пролив, находящийся между мысом Лопаткою полуострова Камчатки и островом Шумшу.

【日本語訳³⁾】（榎本訳？）

第二款

全魯西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈連島）ノ権理ヲ受シテトシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカナルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「プロトン」島第十七「チエルポイ」ならびに「ブラット、チエルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ヒ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラバツカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス

【現代語訳】（上野訳）

第2条

第1条に述べられたサハリン島に対する諸権利のロシアへの譲渡の代わりに、全ロシア皇帝は後継者に至るまで、クリル諸島と呼ばれる諸島の、自身が現在所有しているグループを、その所有に由来するすべての主権とともに日本皇帝に対して譲渡する。この島々のグループには以下の18島が含まれる。その18島とは、すなわち、1) シュムシュ、2)アライド、3)パラムシル、4)マカナルシ、5)オネコタン、6)ハリムコタン、7)エカルマ、8)シャシコタン、9)ムシル、10)ライコケ、11)マツア、12)ラスツア、13)スレドネヴァおよびウシシル、14)ケトイ、15)シムシル、16)プロトン、17)チェルポイおよびブラット・チェルポエフ、18) ウルップである。したがって、この海域におけるロシア国と日本国の境界はカムチャツカ半島ロパトカ岬とシュムシュ島との間の海峡を通過することになる。

¹⁾ 『締盟各国条約彙纂』外務省記録局、1889年、第1編、647-648ページ（国立国会図書館近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/798309/339> [2011年5月17日アクセス]）。

²⁾ 在ロシア日本国大使館ホームページ（<http://www.ru.emb-japan.go.jp/RELATIONSHIP/MAINDOCS/1905.html#1> [2011年5月17日アクセス]）。

³⁾ 注1に同じ。また内閣府北方対策本部ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hoppo/shiryu/pdf/gaikou02.pdf> [2011年5月17日アクセス]）。

3.2. 千島列島の定義

この第二款が問題となったのは、1956 年以降の日ソ平和条約締結交渉において、日本政府が、歯舞群島および色丹島だけでなく、1951 年のサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した「千島列島」に含まれているはずの国後島および択捉島の返還をソ連に対して要求することになったからである。日本政府は、国後島および択捉島の返還要求と、「千島列島」を放棄したサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項との整合性を持たせるために、「国後島および択捉島は千島列島ではない」という主張を展開する必要がある、その根拠に、この 1875 年のサンクト・ペテルブルク条約第二款の日本語訳を挙げ始めたのである。

1950 年当時の日本政府の見解は、国後島および択捉島は千島列島であり、したがってサンフランシスコ平和条約第 2 条 c 項で放棄した千島列島には国後島および択捉島は含まれるというものであった。したがって、1950 年 3 月 8 日におこなわれた衆議院外務委員会の質疑でも、千島樺太交換条約第二款を根拠にして「国後島と択捉島は日本領土であるはず」という国会議員の質問に対して、政府（西村熊雄政府委員・外務省条約局長）は以下のように反論している⁴。

○浦口委員 その條項も私は実は調べたのでありますが、島津條約局長のおつしやるように、ザ・クリル（千島）アイランズと、こうなっております。そうなりますと、先ほど申し上げました千島・樺太交換條約の第二條にはクリル全島、こういうことになっておりまして、それはいわゆる下田條約による千島水道以北であるということは、はつきりするのであります。従つてその千島水道以南のエトロフ、クナシリ——シコタン、ハボマイはもちろんでありますが、これはは当然含まれない。こういう解釈が明らかになるのであります。その点いまいご御答弁願います。

○西村（熊）政府委員 御質問の趣旨がよくわかりませんので、もう一度お繰言返し願いたいと思います。私は政務局長とまつたく同意見ではございますが、……。

○浦口委員 そうしますと、もう一度話が元へ返るようになるのでありますが、実は下田條約では、今より後日本国とロシア国との境は、エトロフ島とウルツプ島との間にあるべしという一條があるわけです。これによつて條約上初めて日本とロシアの境がきまつたわけです。ですからエトロフ島以南、すなわちエトロフ、クナシリ以南の島は当然もう日本国としてはつきりきまつていた後において、千島・樺太交換條約によつて、クリル全島すなわちウルツプ島よりシムシム島——ウルツプ島というのはエトロフとの境であります。下田條約によつてすでに日本と決定されたその以北、いわゆるウルツプ島以北がクリル全島、こういう呼称で呼ばれているのであります。そうでなければこの條約の文章が成立たないのであります。

○西村（熊）政府委員 その條約の條文を持ちませんので、確とした自信はございませんが、今繰返された文句によれば、例の明治八年の交換條約で言う意味は、いわゆる日露間の国境以外の部分である千島のすべての島という意味でございましょう。ですから千島列島なるものが、その国境以北だけがいわゆる千島列島であつて、それ以南の南千島というものが千島列島でないという反対解釈は生れないかと思ひます。

3.3. 「南千島」

1950 年 3 月 8 日の答弁で明らかのように、政府は当時、終始一貫して、国後島および択捉島を「南千島」と呼んでいる。そして、1951 年 10 月のサンフランシスコ平和条約の批准のための国会でも政府は、「条約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含む」と説明している（1951 年 10 月 19 日、衆議院における西村熊雄政府委員・外務省条約局長の答弁）。

○西村（熊）政府委員 條約にある千島列島の範囲については、北千島と南千島の両者を含むと考えております。しかし南千島と北千島は、歴史的に見てまつたくその立場が違ふことは、すでに全權がサンフランシスコ會議の演説において明らかにされた通りでございます。あの見解を日本政府としてもまた今後とも堅持して行く方針であるということは、たびたびこの国会において総理から御答弁があつた通りであります。

なお歯舞と色丹島が千島に含まれないことは、アメリカ外務当局も明言されました。しかしながらその点を決定するには、結局国際司法裁判所に提訴する方法しかあるまいという見解を述べられた次第であります。しかしあの見解を述べられたときははまだ調印前でございましたので、むしろソ連も調印する場合のことを考えて説明されたと思ひます。今日はソ連が署名しておりませんので、第二十二條によつてヘーグの司法裁判所に提訴する方途は、實際上ない次第になっております。

⁴ 国会の議事録は、国会会議録検索システム（<http://kokkai.ndl.go.jp/>）で、日付、人名、キーワードなどで検索できる。

3.4. 現在の日本政府の主張

サンフランシスコ平和条約は、千島列島と南樺太について次のとおり規定しています。

「日本国は、千島列島並びに日本国が一九〇五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」（第二条（c）項）

この規定によって、日本は千島列島と南樺太を放棄しましたが、平和条約はこれらの地域が最終的にどこに帰属するかについては、何も定めていません。ソ連は、これらの地域を一方的に自国の領土に入れ、今日まで事実上これらの地域に施政を及ぼしてきましたが、国際法上これらの地域がどこに帰属するかは今なお未定であるわけです。

また、平和条約は「千島列島」（The Kurile Islands）の地理的な範囲をはっきりと定めていませんが、この点については、平和条約を結んだ際の次の諸事情が考慮されるべきものと考えます。

すなわち、平和条約の草案が検討されていた段階で、日本政府は、歯舞群島、色丹島は北海道の一部であり、また、国後、択捉両島は千島列島とは違って一度も外国の領土となったことがないこと、及びこれら諸島は動植物分布など地理的条件が千島列島とは違うことを示す資料を米国政府に提出しました。

サンフランシスコ会議で、日本の吉田全権は歯舞群島、色丹島が日本本土の一部を構成するものであることはもちろん、国後、択捉両島が昔から日本の領土だった事実について会議参加者の注意を喚起しています。

この会議で、米国のダレス全権は、ポツダム降伏条件が日本及び連合国全体を拘束する唯一の講和条約であること、したがって、いくつかの連合国の間には私的な了解があったが、日本も他の連合国もこれらの了解には拘束されないことを明らかにしました。

したがって、平和条約そのものは千島列島の地理的範囲をはっきりと定めていませんが、我が国の立場は十分明らかにされています。平和条約にいう「千島列島」には、日本固有の領土である歯舞群島、色丹島及び国後、択捉両島は含まれないとの解釈は、我が国を拘束するいかなる国際合意とも矛盾しません。

日本政府も国会審議などで、国後、択捉両島は日本固有の領土であって、サンフランシスコ平和条約で放棄した「千島列島」には含まれないという見解を繰り返し明らかにしてきました。

その後、米国政府は、一九五六年九月七日の国務省覚書で、「択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島と共に）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものである」という公式見解を明らかにして、我が国の立場を支持しています。

さらに、一九五四年、北海道上空で米国の飛行機が撃墜されるという事件が起こりましたが、同事件に対して米国政府がソ連政府にあてた一九五七年五月二十三日の書簡でも、サンフランシスコ平和条約、ヤルタ協定などの「千島列島」という言葉が、「従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。」と述べられています。

これら米国政府の文書は、サンフランシスコ平和条約の起草国としての米国の立場から、これまで述べた日本政府の解釈の正しさを確認したものです。

（外務省『われらの北方領土2010年版』⁵10-11ページ）

⁵ 外務省ホームページの以下のページに各章ごとのPDFファイルのリンクが掲載されている (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/hoppo6.html> [2011年5月16日アクセス])。